

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	古谷	正夫君	議事係長	島田	幸治君	臨時速記	大迫	嘩子君
--------	----	-----	------	----	-----	------	----	-----

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	石川	彌八郎君	助役	野澤	久人君	収入役	内田	和雄君
----	----	------	----	----	-----	-----	----	-----

教育	長	来住野	和也君	市長公室長	坂本	昭君	企画財政部長	宮城 久人君
----	---	-----	-----	-------	----	----	--------	--------

総務	部長	森田	進君	市民部長	岩崎	好亮君	福祉部長	石川	和夫君
----	----	----	----	------	----	-----	------	----	-----

建設	部長	佐藤	喜一郎君	都市整備	長	関口	清君	学校教育	長	矢崎	茂夫君
----	----	----	------	------	---	----	----	------	---	----	-----

社会教育	長	小野	光朗君	監査委員	町田	光輝君	選挙管理	局長	川辺	登茂次君
------	---	----	-----	------	----	-----	------	----	----	------

四字訂正
印

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成四年第四回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 十二月十日（木）午前十時

日程第一 議案第百十号 福生市の一般職の職員の平成四年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第二 議案第百十一号 佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する決議

日程第三 一番質問

日程第四 議案第九十九号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第百号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第百一号 福生市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第百二号 福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第百三号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第百四号 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

日程第十 議案第百五号 平成四年度福生市一般会計補正予算（第三号）

日程第十一 議案第百六号 平成四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第十二 議案第百七号 平成四年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）

日程第十三 議案第百八号 財産の取得について

日程第十四 議案第百九号 市道路線の認定について

日程第十五 陳情第四—二十号 「保険でよい入れ歯」を要望する意見書提出に関する陳情書

日程第十六 陳情第四—二十一号 原爆被害者援護法即時制定の促進を求める国への意見書提出に関する陳情書

日程第十七
陳情第四——二十二号
法務局の大幅増員に関する陳情書

午前十時 開議

○議長（赤星行人君） ただいまから平成四年第四回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

[illegible]

○議長（赤星行人君）　この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議事務局長報告)

一、追加議案の送付について（議案第百十号）（別添参照）

二、決議の受理について（佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する決議）（別添参照）

○議長（赤星行人君）　以上で報告は終わりました。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 齋藤 巽君登壇)

○議会議事堂委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、昨日本会議終了後に開催いたしました議事堂委員会の結果につきまして、御報告を申し上げます。

本日の日程でございますが、市長から新たに議案一件、また議会側から決議一件が提出されておりますので、本議案二件を冒頭に組み、次に、昨日残りました一般質問を組みまして、そのほかの議案につきましては昨日と同様に編成をしております。

なお、新たに提出されました議案の取り扱いにつきましては、慎重審議の上即決とすることにしております。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。報告いたします。

○議長（赤星行人君）　ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（赤星行人君） これより日程に入ります。

日程第一、議案第百十号、福生市の一般職の職員の平成四年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 野沢久人君登壇）

○助役（野沢久人君） おはようございます。本議案の取り扱いにつきまして、御高配を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは議案第百十号、福生市の一般職の職員の平成四年十二月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして提案理由、並びにその内容を御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、本条例は福生市の一般職の職員に対して支給いたします十二月期期末手当の支給割合を定めようとするものでございます。

次に、条例の内容につきまして御説明を申し上げます。条例第一条は、職員の給与条例の規定に基づきまして十二月期期末手当の支給割合を定めるといふ、この条例の趣旨でございます。第二条におきまして支給割合を百分の二百十といたそうとするものでございます。したがしまして、一般職の職員の十二月期期末手当の支給月数は二・一カ月となり、勤勉手当とあわせまして二・七カ月分を支給しようとするものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二、議案第百十一号、佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する決議を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（十六番 齋藤 巽君登壇）

○十六番（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第百十一号 佐川急便疑惑の徹底解明と政治倫理の確立に関する決議につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

このところ佐川急便に関する新聞報道が連日されており、国民の大きな関心事となっておりますことは、皆様周知のとおりであります。

過去を振り返りますと、昭和五十八年、一九八三年に発生したロッキード疑惑において、国の最高指導者でありました元首相が関与し、またリクルート疑惑等においても多くの政治家が関与しておりました。

このことから、国会の場でも政治倫理の確立がしばしば論議されてきたところでありますが、その上にまたここで与野党の国会議員等が関与する佐川急便疑惑が発生したのであります。このことは民主主義の根底を揺るがす大きな問題であり、国民に政治に対する不信感、絶望感を与えるものであり、この徹底解明と政治倫理を確立することがぜひとも必要なものと考えらるものでございます。

したがって、我々地方の政治を預かる一議員として、このような重大な問題をおろそかにすることは絶対に許されないものであると考えまして、政府に対して、国民の政治に対する信頼を戻すため、本決議案

に記載の事項について速やかに実現されるよう強く要望するものでございます。

何とぞ議員各位におかれましては、本趣旨を御理解賜りまして、原案のとおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十一号は、原案のとおり可決されました。

日程第三、初日に引き続き一般質問を行います。

○議長（赤星行人君） 日程第三、初日に引き続き一般質問を行います。

次に、二十番指田保雄君。

（二十番 指田保雄君登壇）

○二十番（指田保雄君） おはようございます。お許しをいただきましたので、さきに通告いたしました事案につきまして、一般質問を行わせていただきます。

まず、桜まつり等についてでございますが、関係者の熱心な努力により、年々盛んになり、来年はいよいよ十周年を迎えるということでございます。関係者の皆さんの御努力に敬意を表するものでございますが、福生市のイベントとしても大きくこの桜まつりは育ってきたのではないかと、このように考えております。

桜まつり、螢まつり、インポートフェア、七夕まつり、いろいろございますが、関係者の皆さんが口を

そろえておっしゃることは、予算が少し足りないのではないかと。これもやりたい、あれもやりたい、そういうことがあっても予算の関係で思うような事業ができない。こういった声が聞かれます。こういった点を踏まえまして、十周年を迎えた桜まつり、その他のイベントに対して、今後補助金等の増額を考えていくのかいかなのか、この点につきまして御答弁をいただきたいと思っております。

次に高齢者の理容及び美容サービスについてでございますが、福生市では先般お年寄りの実態調査を実施いたしました。実態調査を実施して、調査をしっぱなしということでは余りにも芸のない話であります。現在、寝たきりの方、また障害者の方には理容、美容サービスが社協を通して行われているようでございますが、六十五歳以上で例えばひとり暮らし、あるいは生活保護を受けていらっしゃる方、そういったような方に対して、やはりお年はとったと申ししても、身だしなみということは大きな関心があると思えますので、こういった方々に理容、美容のサービス、補助金等の交付ができないか、お尋ねをいたします。次に、管理公社についてでございますが、この件につきましては三、四年前に御提案申し上げました。そのときの御答弁は「研究を進めてみたい」、こういうことでございました。既に三年以上の調査研究の期間があったわけでございます。現在どこまで進んでいるのか、いつごろ管理公社が実現できるのか、この点を明確に御答弁いただきたいと思っております。

次に、国際交流についてお尋ねいたします。まず第一点姉妹都市についてでございますが、「所変われば品変わる」という言葉がございますが、狭い日本におきましても地方によって風俗、習慣、そういったことが大きく違うわけでございます。まして日本と国際社会、このギャップというものはまことに大きなものがあると考えられます。

先日もインドにおいてヒンズー教徒と対立するイスラム教徒が衝突をいたしましたして、二百数十人が死亡したと、こういったことがテレビ、新聞等で報道されました。我々日本ではとても考えられないことでございます。こういった点からもやはり国際社会を知ることが、二十一世紀におけるやはり我々が、後継者に対してそういう場をつくっていくということが重要ではないか。こういったことで姉妹都市についていろいろ御提案を申してきたわけでございますが、姉妹都市の現状についてお尋ねをしたいと思いま

す。

次に、現在中学生を海外に派遣しているわけですが、三年を迎えて、聞くところによると「見直しをしてみたい」と、このようなことでございますので、どのような点をどのように見直しをしてくのか、お示しをいただきたいと思ひます。

次に、学校給食についてでございますが、九月の本会議資料で「福生中学校給食について（協議結果）」という報告をいただきました。これを読みますと、当分やらないということが結論であると思ひます。

また十一月一日の福生市の広報におきまして、当分やらないということが市民に知らされたわけでございます。しかし現実には選挙のたびに多くの議員が、「中学校給食の実施」ということを公約に掲げ、それによって当選してきているわけでございます。我々議員が公約に掲げてきたということは、考えてみれば、裏返してみればそれだけ市民からの要望があるということであると思ひます。教育委員会は長期間にわたって研究してきたわけですが、ただこれでもっておしまひにしてしまふのか、これで事足りるとしているのか、この広報、報告、そのことについて今後どのように対応していくのか、お考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上、登壇による質問とさせていただきます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 指田議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

最初に桜まつり等について、十年を迎えて、今後の方向性についての御質問でございますが、このお祭は熊川神社崇敬会の方々の自発的な祭として行われておりましたものが、現在のようないかなる形態になつてきたわけでありまして、祭の実施は初めからかわつてこられた方々と、新たに昭和五十九年から加わられた方々による実行委員会の方式で行われており、実行委員の方々の御意見を積み上げてでき上がつておるものでございます。

そして、来年は十周年を迎えるという節目の年でもあるわけでございます。したがひまして、市といひしましても十周年記念事業充実に向けて、補助の増額を含めて検討してまいりたいと思ひますので、

よろしく御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、桜まつり、インポートフェア等につきましても、桜まつり同様実行委員会の意見を尊重しながら、財政面についても検討してまいりたいと思ひますのであります。

それから次に、高齢者の理容サービス事業について御答弁申し上げます。理容サービス事業につきましては昭和六十二年十月から、社会福祉協議会が事業主体で、重度心身障害者を対象に実施してまいりました。また平成四年度からは寝たきり老人の方を加へまして、在宅福祉の充実に努めております。事業内容といたしましては、理容助成サービス券を年六枚発行いたしましたので、店頭に行くことが困難な方に、理容業者が訪問をいたしまして、理容サービスを実施しておるところでございます。

御質問のひとり暮らし老人につきましては、今後社会福祉協議会と十分協議する中で検討させていただきたいと思ひますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

次に、管理公社の御質問にお答え申し上げます。この事案につきましては、これまで再三にわたりました御質問をいただいておりますが、設立の必要性は十分に認識いたしております。早め、早め、早めに設立できるように、検討を急がせているところでございます。目下庁内での研究といたしましては、どのような分野の事業が、どのような種類の管理公社で取り組めるかの検討をいたしております。と申しますのも管理公社の認可につきましては、都への照会をいたしましたところでは、各種の施設を総合して、一体的に管理する管理公社については、基本的には認可されないところでござひまして、かつ管理のみを業務とする公社についても同様に認可されないとのことでござひます。

このようなことから、分野別に管理公社による管理可能な施設及び事業についての洗い出しをいたしまして、どのような性格の管理公社とし、自立できる事業、運営の方法などについての一つの案をまとめる段階にございます。その後これらのまとめをもとに、認可に向けての都との折衝に入っていくこととなります。余り先にいかないうちに議会にも御相談をしながら、進めてまいりたいと思ひますので、その節はよろしくお願ひを申し上げます。

次に、国際交流についての御質問にお答えを申し上げます。その一つ、姉妹都市についての御質問でござ

ございますが、目下のところこの事案につきましても、大変申しわけございませんが、具体的な方向はまだ見出しておりません。都市提携につきましては、相手方探しが第一の課題でございまして、現在のところ国内、国外とも具体的な候補地として相手方都市の予定があるという状況には至っておりません。ただ海外との交流につきましては、御案内のとおり福生市といたしましてこれまで三回の中学生の派遣事業を行い、また派遣先からの少年たちを受け入れた経緯からいたしますと、アセنز市も交流の相手方の一つに入れてもよいかと思われるところであります。

また国内での交流につきましても、一つには市制施行時の役員市との交際が現在もございまして、今後の候補地の検討の中に入れてもよいのではないかと、こんなふうに思っているところでございます。目下のところ具体的な候補地の絞り込みにまで至ってはおりませんが、その段階になりましたら、議会とも御相談をさせていただきましますので、よろしくお願いをいたしたいと、こんなふうに思っております。

次の派遣事業についてと、学校給食につきましても、教育委員会より答弁いただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で指田議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。以上でございます。

○教育長（来住野和也君） 教育委員会より、国際交流についての第二点目、中学生の海外派遣事業について御答弁申し上げます。

当市では、感受性豊かな中学生を海外に派遣し、その国の歴史、文化、風土等に直接接し、その国の人々と交流を通じ、相互理解を深め、将来国際的な視野に立って活躍できる人材の育成を図るための事業を進めていることは御承知のとおりです。

平成二年度に第一回の派遣事業を実施して、本年度で第三回目が終了したところでございます。三年間実施した経過の中で、派遣事業実施要綱の項目ごとに再検討を加えることにより、より派遣事業の目的に添った事業を進めようとするものでございます。今回の見直しをしようとする内容は、次のようなものでございます。第一点是对象者ですが、従来中学校に在学している者ということでしたが、これを中学校二、三学年に在学している者とし、事前研修の期間等を現行よりも長くとり、充実を図っていききたいと考える

ものであります。

また派遣人員でございしますが、三回実施した経過の中で、現地の環境、治安、及び受け入れ体制、派遣先等も安全である見通しの中で、引率者は二人から一人に、派遣生を十人から二人増の十二人で実施し、多くの生徒派遣をしようとするものであります。

選考方法も、今までの第一次選考が作文、面接と、第二次選考が抽選という方法から、第一次選考を筆記試験、第二次選考を面接選考で派遣生の選抜を実施したいと考えているところでございます。

派遣に伴う費用負担でございしますが、個人負担金として費用の約二割、十五万円の個人負担をお願いしようとするものであり、負担金についてはいろいろな考え方もあろうかと存じますが、よろしく願いたいと思います。

なお負担金の徴収方法、及び減免等については別途の方法で定めて進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、平成五年度よりこのように改め、派遣生徒の意識の向上、適切かつ効果的な事業の推進を図ってまいりたいと存じますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

次に学校給食について、今後の対応についてですが、御承知のように教育委員会の協議結果が出まして、ご覧になったかと思いますが、基本的には長期的な展望に立ってなお検討、研究を要することです。

今後の方針ですが、二年間もかけてやっていただきました給食審議会の結論を尊重しつつ、なお御承知のように昨今、埼玉県の例の庄和町のこと以来、学校給食というものを原点に戻って、基本的に考え直していこうというような気運もまた一方であることは御承知かと思いますが、そういう流れも含めまして、長期的に研究をしてまいりたいと思いますが、当面一つはあの協議結果にもありますが、現実に弁当を持てられない生徒に対する対応を考えたいと思っておりますが、これは三校調査をしましたところ、一応の対応はしているようですが、果たしてそれで万全であるか、最善の方法であるかというあたりをなお当面検討したいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、現行の学校施設設備では、残念ながら審議会の答申に十分に沿うようなこと

はできませんので、その点を第一に考え、それから協議結果の御報告の中にある五つの問題点を一つ一つやはり詰めていくというような検討をしてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○二十番（指田保雄君） それでは自席から、再質問はやめて、要望をさせていただきま。

ただいま市長から答弁をいただいたわけでございますが、桜まつり等についても補助金増額について今後考えていきたいと、増額をしていただけるのだろうと、このように理解をいたします。

また高齢者の理容、美容サービスにつきましても、社会福祉協議会と十分協議をしていくと、十分協議をしていくということに私は賛意を含めまして、納得するものでございます。

管理公社についてでございますが、早急に、早めに、十分議会に諮りたいということで、一つの方向が出てきたのではないかと、このように考えております。我々市議会議員ですが、理事者の皆さんは市民の皆さんから一つは公租公課、税金を取り立てる、公権力でもって取ってしまうわけです。それが一つ仕事です。

それともう一つの仕事は、その取った税金をいかに住民に還元していくか、これがまた一番大きな仕事ではないかと思うのです。地方自治体というのは法律に縛られておりますので、なかなか小回りがきかないという面がございます。そういった点で管理公社等設立することが、住民サービス向上につながっていくのではないだろうか、このように考えております。福祉公社であるとか、いろいろございます。

例えば今福生市には土地開発公社がございますが、専従の職員もいないようでございます。こういったものも充実していけば、土地の先行取得、そういったものも十分に対応できるのではないかと。そういったことも考えられますし、また庁内には大勢のパートさんがいらっしゃいます。このパートさんを直接雇いますと、一年以上継続して雇えば、本人が正職にしてくれと言ってきた場合に、拒否はできない。そういったことで小刻みに三カ月のローテーションとか、半年のローテーション、そういった形で対応しているわけでございますが、人材派遣とそちらの法律に引っかかるかどうかわかりませんが、そういったものも公社を設立して、公社から派遣をしていただければ、慣れた方がずうっと同じ職場でパートとして働

ける。いろいろ行政のプラスになる面があると思います。市長が早めにということでございますので、納得するものでございます。

国際交流については、まだまだ絞り込んでいないということでございますが、急いで仕事をし損じるということもございますので、じっくり検討していただいて、市民に「なるほど、よかったなあ」という、そういう姉妹都市が見つかるよう、御期待を申し上げます。

海外の派遣事業についてでございますが、二、三学年になったということで、一点目は納得いたしました。また二点目も十名から十二名にふやしたということで、結構なことだと思います。問題は三点目、四点目でございますが、試験ということでございます。余り難しい試験にしますと、ちょっとまたいかなものかなということも考えますし、十五万円という負担額が、初めにそれが出てきてしまうと、「十五万円払うのでは」ということで、応募者が少なくなるというようなことも考えられますし、いろいろありますが、全体として改善をしていこうという意欲はうかがえます。ただこの三番、四番の運用について十分慎重に運用していただいて、よりよい中学生の派遣事業にしていただくようお願いを申し上げます。

学校給食についてでございますが、各学校で対応しているということでございますが、その内容についてみれば、先生がお金を預かって弁当を買に行くとか、パン屋さんに来ていただいて、パンを販売していただくとか、そういったようなことだと思えます。しかし現実に、小学校のときは、お母さん方は学校給食があるから、弁当をつくらなくていいわけです。早く言えば棄をしてるわけです。中学になったら今度朝早く起きて、弁当をつくらなければならぬ。最初に、小学校のとき弁当をつくって、中学に行くと、急に弁当をつくらなくなると、これはすぐ気持ちの中で負担になります。そういったことで中学校給食ということが市民の中から根強く声が上がっているわけです。いろいろ審議会とか委員会を検討された結果は、現状にはそぐわない。はっきり言えばやらないのだと、そういうことだと思ふのですが、それであるならば、私ども何回か大阪の方にも視察に行つてまいりましたけれども、学生食堂方式で温かいものを生徒に提供しているわけです。現実に弁当を持ってこれない子もいるわけですし、また給食があればそれ

によって精神的に楽になるお母さん方もお父さん方もいらっしゃるわけです。そういった点、これは委員会の皆さんが調査しますと、それなりの答えが出てくるのです。

民間の方に、例えば業者の方、外食産業、そういった方に調査をしていただいて、市場価値があるのか。この学校給食をうちで請け負ってやってもペイすることになれば、メニューを十種類なら十種類そろえていただいて、温かい食事をしていただく。学校給食という制度がもう変わってきていると思うのです。保育園というのも、昔は保育に欠ける子供を預かってきた。今、それがちょっと性格が変わってきた。学校給食も今そういうふうな性格が変わりつつあるのではないか。

そういう点から今お話し申し上げているわけでございますが、そこら辺を検討していただいて、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（赤星人君） 次に、十二番、原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 一般質問をさせていただきます。

老人福祉行政について。

高齢者入院見舞金支給制度実施についてお尋ねいたします。私は年四回開催されるこの定例議会のたびに、福生市における高齢者福祉の充実を図り、高齢者の方々とその家族の皆さんが、安心して豊かな生活ができるようにしてほしいと、質問を繰り返してまいりました。高齢者入院見舞金支給制度の実施は、高齢者の皆さんの生活の安定のためには、欠かすことのできない施策の一つであります。

高齢者の皆さんの生活にかかわる支出の大きなものは医療費であります。特に入院となった場合は支出が大きく、家計が圧迫されます。医療費を気にしながらの療養は、病人はもちろん、その家族には大変厳しいものがあると考えます。罹病率の高い高齢者の皆さんの不安を解消し、安心して治療に専念できるように、他の自治体では高齢者入院見舞金支給制度を実施しています。

町田市の高齢者入院見舞金支給に関する条例の第一条は、高齢者が医療機関に入院した場合に、入院見

舞金の支給を行うことにより、高齢者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。この町田市の条例にありますように、高齢者入院見舞金支給制度を実施している自治体は、高齢者の福祉の増進のために行っています。本年九月定例議会での私のこの質問に対し、市長は「現状での実施は考えておりません。」と答弁されました。また担当部長は、「入院費に対する一部負担というようなことから、実施はできない」と答弁をしています。私は高齢者入院見舞金支給制度を実施して、高齢者の福祉の充実を図り、高齢者の皆さんとその家族の皆さんの命と暮らしを守るべきだと考えています。市長の見解をお尋ねいたします。

二つ目に、高齢者の住宅問題についてです。高齢者の住宅問題は、深刻な状況となっております。民間の借家を初めアパート等は、「高齢」というだけで借りることができなくなっています。もちろん市営住宅等の公営住宅は非常に厳しい競争率と、収入面で入居が難しい状況となっております。こういう現実の中で、多くの自治体は高齢者の住宅問題を、自治体が解決すべく民間アパートの借り上げを行ったり、高齢者専用住宅の建設を進めたりしております。福生市におきましても、高齢のために住宅が借りられず、困っておられる高齢者の方々がいらっしゃいます。すぐ近くに親族が住んでいても、高齢者だけの世帯には貸せないということです。高齢者の住宅を確保するために、他の自治体でも実施しております住宅施策を、当福生市でも実現すべき時期となっていると考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、母子福祉行政について、乳幼児医療費助成制度についてです。東京都は乳幼児医療費助成を来年度より実施することにしました。多くの都民、特に母親たちの長い間の願いがやっと実現いたします。これまで、この制度の実施に向けて多くの女性たちの粘り強い運動がありました。東京都でのこの制度実施は、まだ未実施の二府二県の女性たちに、大きな力となることと思います。

ことしの十一月十三日に、経済企画庁が発表いたしました一九九二年度の国民生活白書は、「少子社会の到来、その影響と対応」という副題をつけました。ことしの出生率は、全国で一・五三人、東京都では一・二三人と史上最低となっています。その一番大きな理由は、男女とも子育ての費用負担が大きいことを挙げています。こういう社会状況のもとでの、東京都の乳幼児医療費助成制度の実施は、大きな期待が

寄せられています。この制度につきまして、鈴木知事は、十二月八日の都議会本会議で、一九九四年一月の実施に向けて、区市町村など関係団体と協議を行うことや、対象を三歳未満児とし、所得制限を設けることなどを表明いたしました。

私は東京都に対し、この制度実施に当たり、対象者の拡大と所得制限なしで実施するよう働きかけることが、市民の要求だと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

続きましてごみ行政について。ごみ減量施策の充実についてです。各自治体は、ごみ減量のためにさまざまな施策を実施しております。ごみ減量は全国的な課題となっています。テレビ等では、全国各地のごみ減量の施策などをたびたび紹介しています。福生市のごみ減量施策は、本年七月一日よりスタートいたしました「資源の日」の設定でのリサイクル活動や、牛乳パックの回収、トレイの市役所前での回収かご設置、資源回収団体への報奨金等を行っていますが、まだまだ施策の充実や改善が必要だと考えます。

まず第一点ですが、「資源の日」の収集方法です。現在はごみ収集ステーションを、通常のステーション二カ所から四カ所を一つにまとめています。そして収集日前日に、缶と瓶のかごを置いています。この方法では、前日の夕方から缶や瓶、新聞紙等が出されており、これからの乾燥する時期には、防災上大きな問題があると考えます。

収集ステーションにつきましても、対象世帯がふえたことにより、「資源の日」が十分に活用されないこともあります。特に新聞紙や雑誌等の紙類は、重くて収集ステーションまで持つていくことが困難となっています。またルールが守られないこともあり、市民の協力を得て、改善すべきだと考えています。二点目にトレイの回収です。今は、庁舎の玄関前だけにかごが置いてありますが、トレイの回収責任は、トレイを利用し、商品を販売しているスーパーなど事業者にあります。事業者に回収してもらう指導を強めるべきだと思います。

三点目に、資源回収団体への報奨金のアップを行い、市民ぐるみでごみ減量を押し進めることが必要と考えています。

四点目に、粗大ごみとして出されるたんすや机、自転車等、修理をすればまだ使用可能なものがたくさ

んあります。これらが再利用できるような施策を進めることが必要と考えます。

五点目に団地等のダストボックスでのごみ収集について、今後の考え方を示していただきたいと思います。以上五点、ごみ減量施策について市長の見解をお尋ねいたします。

以上、私の一般質問といたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 原 議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

老人福祉行政について、第一点目の高齢者入院見舞金制度実施についてでございますが、この件につきましては再三再四の御質問をいただいておりますが、現状では実施する考えは今のところございませんで、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

第二点目の、高齢者の住宅対策に民間アパート借り上げについては、浜中議員さんに御答弁申し上げますが、現在、地域福祉計画策定の作業を進めておりますが、その中で高齢者の実態調査を実施いたしましたので、その結果を踏まえまして、これからの住宅対策を検討してまいりたいと考えます。よろしくお

願いを申し上げます。

次に母子福祉行政について、乳幼児医療助成制度について御答弁申し上げます。さきの九月定例会でも、本件に対する御質問をいただき、御答弁申し上げたとおり、東京都に重点課題として取り組んでいただけるよう市長会等を通じ、運動を展開させていただいておりますところ、福祉局の平成五年度区市町村関係事務事業計画に位置づけ、平成六年一月から事業開始できるよう予算要求をしたとの情報を得ております。今後この事業が実施できるようさらなる運動を市長会等を通じ、繰り広げてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、東京都の事業内容、実施要綱等が明らかになりました時点で、議会とも御相談いたしましたして、予算化ができますよう前向きに取り組んでまいりますのでよろしく御理解のほどお願いいたします。

次にごみ行政について、ごみ減量施策の充実についてでございますが、資源の収集場所の増設につきま

しては、現在約七百カ所設置してございます。「資源の日」を開始した七月一日は約六百カ所でありましたので、その間市民の皆さんの御意見、御要望等により回収場所の増設、変更等に努めてきたところでございます。今後とも御指摘いただいた防災上の面も含め、その内容の充実に努力してまいりたいと考えておりますが、回収場所の増設につきましては、作業上の問題もあり、ある程度市民の皆さんの御理解、御協力を得ながら、必要とあらば考えていかなくはならないものと考えておるところであります。

さらに発泡スチロールトレイの回収場所の増設の件でございますが、これにつきましても増設の要望等が多いことから、平成五年度から準備の整い次第、大型店等の協力を得て、牛乳パックの回収と同様な方法をもって回収してまいりたいと考えております。

次にダストボックスの関係でございますが、これにつきましても不法投棄等の問題もありまして、さらに関係者等との協議をしてまいりたいと思っております。また資源回収団体に対する助成金につきましては、引き上げの方向で検討をいたしているところでありますが、ごみ減量推進委員会等の御意見も聞いてみたいと、かように考えておるところでございます。

以上で原議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○十二番（原 敏子君） それでは自席から再質問をさせていただきます。

まず、高齢者入院見舞金支給制度実施についてですが、これまで再三再四、私自身が何回質問したかとわからなくなるくらい、この問題はずっと質問を繰り返しておりますが、今の答弁は九月議会と全く同じで、現状では実施する考えがないと言われました。

今回はこの点を少しお聞きしたいというふうに思います。今、登壇して私が発言しましたように、高齢者の入院見舞金支給制度、現状では実施する考えがないということは、市長御自身が高齢者の皆さんの生活実態を、罹病率が異常に高い高齢者の皆さんの生活費の中の、医療費にかかわる経費、支出、こういうような高齢者の皆さんの生活を守るといふ点での、お考えがないというふうに取り上げていただいてよろしいのでしょうか。

市長は選挙だとか、いろいろな機会に高齢者の皆さんを敬っているとか、きれいな言葉で、いろいろな

ことを言われております。しかし実際医療費は個人負担ということと、こと医療費ですから命にかかわる問題で、各地の自治体ではこの医療費にかかわる部分を福祉の観点から高齢者への福祉の増進を図るといふことで、こういう制度を実施しているのだと思うのです。

九月議会でも申しましたように、高齢者の皆さんの大半の方の収入源は年金でございます。福生市の事務報告書で計算をいたしましたように、福生市民の国民年金の平均月収額は、三万三千六百二十八円となっております。これは福生市の事務報告書の平均月収です。一九九二年、本年一月から老健法が改悪されました、入院した場合、一日六百円かかります。一カ月、三十日入院しますと、一万八千円です。これにプラスαの差額ベッド代がかかってくるわけです。例えば一日二千円の差額ベッド代と計算しましたも、六万円かかるわけです。そうしますと一カ月、病院など医療機関に支払う入院費は約七万八千円、最低でかかるわけです。国民年金の平均月収額は三万三千六百二十八円ですから、当然四万五千円ぐらいが毎月赤字になるわけです。ただ高齢者の皆さんの入院ということになれば、一カ月、二カ月ですぐ退院ということはないかななくて、ほかの病院へ転院するとか、そういう形が多くなっているというふうに思います。こういうような高齢者の皆さんの今の生活実態、収入の実態から見ても、まだ現状では実施する考えがないということ、これはどういうふうに高齢者の皆さんの生活を考えてのことなのか、もう一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと高齢者住宅についてですが、昨日の浜中議員への答弁でも、今行っている地域福祉計画の中で検討していきたいのだと、今の市長の答弁もそうでした。そして実態調査という言葉が出ましたのでお尋ねしたいと思いますが、ここで高齢者の実態調査を行いまして、住宅問題につきましてはどのようなまだ報告をいただいておりますが、ここで何人かの議員が、十二月定例会でこの問題で質問をいたしますので、分析まではいかないにしても、一定の数字はつかんでおられるかどうか、この実態調査の中で住宅問題についてはどのような要求がございますか。

それとこの住宅問題につきましても、今まで何回も、高齢者の住宅を確保するために努力をしていただきたいというようなお話を、訴えをしてまいりました。なかなか民間では役所の方でも貸してもらえない